文 教 委 員 会 資 料 令和6年11月25日 子ども未来部子ども育成課

第97号議案

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する 規約の変更について

1 提案理由

児童養護施設への措置費支払い等については、児童相談所を設置する特別 区全体で一元的に実施しているところである。 この度、文京区児童相談所が 令和7年4月に開設されるため、当規約の変更が必要となった。

これに伴い、港区・文京区・世田谷区・中野区・豊島区・荒川区・板橋 区・葛飾区および江戸川区との協議が必要となるため、 地方自治法第 252 条 の 7 第 3 項により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づ き、議会の議決を求めるものである。

2 変更内容

共同設置する特別区に文京区を加える。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

参考: 措置費共同経理課の概要

(1) 場所

東京区政会館内(千代田区飯田橋三丁目5番1号)

(2) 事務の範囲

児童福祉法第50条第7号および第7号の3に規定する費用の支 弁に関する事務等で関係区の長の協議により定めたもの

(3)組織構成

児童相談所を設置する特別区で構成する

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する 規約 新旧対照表

改正案 現行 (共同設置する特別区) (共同設置する特別区) 第1条 港区、文京区、品川区、世田 第1条 港区、品川区、世田谷区、中 谷区、中野区、豊島区、荒川区、板 野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛 橋区、葛飾区及び江戸川区(以下「関 飾区及び江戸川区(以下「関係区」 係区」という。)は、地方自治法(昭 という。)は、地方自治法(昭和22 和22年法律第67号)第252条 年法律第67号)第252条の7第 の7第1項の規定に基づき、共同し 1項の規定に基づき、共同して内部 て内部組織を設置する。 組織を設置する。 第2条から第14条(略) 第2条から第14条(略)

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。